

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◆告示 字の区域の変更(地方課)
字の区域の変更等(〃)
農地法による土地配分計画の作成(農地経済課)
- 土地改良区の役員就退任(農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
- 土地改良法による換地処分(二件)(〃)
- 保安林の指定の解除(造林課)
- 保安林の指定予定(〃)
- 保安林の指定の解除予定(〃)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◆人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- ◆公告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告示

鳥取県告示第九百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による西小鹿地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年五月九日現在の地番による。)
大字西小鹿字北加市	大字西小鹿字北加市の全域 大字西小鹿字森ノ下四二五の一の一部、四三二の一の一部、四三四の二、四三五の一部、四三九の一部、四四〇の一部、四四一から四四四まで、四四五の二、四五三の二及びこれらと一体をなす国有地
大字西小鹿字南加市	大字西小鹿字南加市の全域 大字西小鹿字奥田三五四の一部、三五五の一、三五五の二、三五六から三五八まで、三五九から三六一までの一部、三六三の一部、三六四の一部、三六六の一部、三六八の二の

<p>大字西小鹿字奥田</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西小鹿字コヨ路</p>	<p>大字西小鹿字奥田のうち三五四の一部、三五五の一、三五五の二、三五六から三五八まで、三五九から三六一までの一部、三六三の一部、三六四の一部、三六六の一部、三六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字西小鹿字森ノ下</p>	<p>大字西小鹿字コヨ路四一三の一部、四一五から四一七までの一部、四二〇の一部、四二一、四二二、四二三の一部、四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西小鹿字森ノ下のうち四二五の一の一部、四三二の一の一部、四三四の二、四三五の一部、四三九の一部、四四〇の一部、四四一から四四四まで、四四五の二、四五三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字西小鹿字下醉屋</p>	<p>大字西小鹿字下醉屋のうち五七九の二、五七九の三、五八〇、五八一の二以外の区域 大字西小鹿字醉屋平五九六の四から五九六の七まで 大字西小鹿字下加市六九九の四、七〇〇の一、七〇一、七〇二の一から七〇二の四まで、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一、七〇四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字西小鹿字醉屋平</p>	<p>大字西小鹿字醉屋平のうち五九六の四から五九六の七まで以外の区域</p>
<p>大字西小鹿字姥</p>	<p>大字西小鹿字下醉屋五七九の二、五七九の三、五八〇、五</p>

<p>加市</p>	<p>八一の二 大字西小鹿字姥加市のうち六二三の一部、六二四及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五の二、六二五の三、六二六、六二七と一体をなす国有地以外の区域 大字西小鹿字石佛六五一の二、六五二の二、六五六の一の一部、六五六の二の一部、六五七の一部、六六七の一の一部、六六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西小鹿字下加市六八七の三の一部、六九三の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西小鹿字石佛</p>	<p>大字西小鹿字石佛のうち六五一の二、六五二の二、六五六の一の一部、六五六の二の一部、六五七の一部、六六七の一の一部、六六七の二の一部、六六八、六六九の一の一部、六六九の二、六七二の一の一部、六七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西小鹿字前畑七六八、七六九の一の一部、七六九の二、七七〇の一の一部、七七〇の二、七七一の一から七七一の三までの一部、七九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西小鹿字大月谷一二四三の二</p>
<p>大字西小鹿字下加市</p>	<p>大字西小鹿字姥加市六二三の一部、六二四及びこれらと一体をなす国有地並びに六二五の二、六二五の三、六二六、六二七と一体をなす国有地の一部 大字西小鹿字石佛六六七の一の一部、六六七の二の一部、六六八、六六九の一の一部、六六九の二、六七二の一の一部、六七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西小鹿字下加市のうち六八七の三の一部、六九三の一、六九九の四、七〇〇の一、七〇一、七〇二の一から七〇二の四まで、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一、七〇四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西小鹿字前畑七五〇の二、七五一、七六九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七五〇の一と</p>

大字西小鹿字前畑	大字西小鹿字前畑のうち七五〇の二、七五一、七六八、七六九の一、七六九の二、七七〇の一の一部、七七〇の二、七七一の一から七七一の三までの一部、七九八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七五〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字西小鹿字中田	大字西小鹿字中田のうち八六二の一部、八六三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西小鹿字宮田八八一の一部
大字西小鹿字宮田	大字西小鹿字中田八六二の一部、八六三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西小鹿字宮田のうち八八一の一部以外の区域 大字西小鹿字平山口九八六、九九二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字西小鹿字平山口	大字西小鹿字平山口のうち九八六、九九二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字西小鹿字大月谷	大字西小鹿字大月谷のうち二四三の二以外の区域

鳥取県告示第九百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による長野地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年五月十九日現在の地番による。）
松河原字中條屋敷	松河原字中條屋敷のうち三〇四の一の一部、三〇五の二以外の区域
松河原字中ノ	松河原字中條屋敷三〇四の一の一部、三〇五の二 松河原字中ノの全域
松河原字河原田	松河原字河原田三二八、三二九、三三〇の一、三三〇の二、三三一の一、三三二の一の一部、三三三の一、三三三の二、三三三の三から三三八まで、三三九の一、三三九の二、三四〇から三四三まで、三四四の一部、三四五の一部、三四七の一の一部、三四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
松河原字和田	松河原字和田の全域 松河原字狐塚六三一の二

松河原字上後谷	松河原字上後谷のうち五四五の二以外の区域
松河原字下後谷	松河原字下後谷の全域 松河原字塚根尻五八三の一部、五八四の一部、五八六の一部、五九〇の一部、五九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 松河原字尼ヶ谷六二二の一部、六二三の一部、六二四、六二五、六二六の一部、六二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 松河原字下長野六五〇の一部、六六〇の一部、六六一の一部
松河原字塚根	松河原字上後谷五四五の二 松河原字塚根尻のうち五八三の一部、五八四の一部、五八六の一部、五九〇の一部、五九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 松河原字塚根のうち六一二の一、六一二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 松河原字尼ヶ谷六二〇の一部、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 松河原字下長野六六二の一部、六六九の一部、六七〇の一部、六七一、六七二の一部、六七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 松河原字日焼畑七二五の一の一部、七二六の一部、七二七の一の一部、七一八の一部、七二〇の一の一部、七二〇の二の一部、七二〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部
松河原字尼ヶ谷	松河原字尼ヶ谷のうち六二〇から六二七まで、六二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
松河原字狐塚	松河原字狐塚のうち六三〇の二、六三一の二、六三八の二
松河原字下長野	松河原字塚根尻五八三の一部 松河原字尼ヶ谷六二〇から六二三までの一部、六二六の一部、六二七の一部、六二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
松河原字日焼畑	松河原字塚根六一二の一、六一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 松河原字下長野六七二の一部、六七三の一部、六七五の一部、七〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 松河原字日焼畑のうち七〇四の二から七〇四の三までの一部、七一五の一の一部、七一六の一部、七一七の一の一部、七一八の一部、七二〇の一の一部、七二〇の二の一部、七二〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
松河原字中弓ノ木	松河原字中弓ノ木のうち八八一の三、八八二の一、八八七の三、八八七の四、八八八の四、八八八の五、八八九、八

<p>松河原字番ノ久米</p>	<p>九〇及びこれらと一体をなす国有地並びに八八六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>松河原字大道測</p>	<p>松河原字大道測のうち九〇七の一部、九〇八の一部、九〇九、九一〇、九一一の一、九一二の二、九一二の一、九一二の二、九一三から九二〇まで、九二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>松河原字上弓ノ木</p>	<p>松河原字上弓ノ木のうち九二七の一、九三〇の一、九三二の一、九三二、九三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九五六、九六四の一、九六四の二、九六五、九六九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>松河原字花ノ免</p>	<p>松河原字大道測九〇七の一部、九〇八の一部、九〇九、九一〇、九一一の一、九一二の二、九一二の一、九一二の二、九一三から九二〇まで、九二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>松河原字上弓ノ木九三〇の一の一部、九三二の一の一部、九三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九五六、九六四の一、九六四の二、九六五、九六九と一体をなす国有地の一部</p> <p>松河原字花ノ免のうち九八五から九八七までの一部、九八</p>		
<p>松河原字田井ノ垣</p>	<p>八から九九四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>松河原字田井ノ垣九九六の一部、九九九の一部、一〇〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>松河原字開帳面一一四一から一一四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>松河原字西奥田一一四四の一部、一一四七、一一四八の一部、一一四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>松河原字丸谷</p>	<p>松河原字大道測九〇八の一部及び九〇八の一、九〇九と一体をなす国有地の一部</p> <p>松河原字花ノ免九八五から九八七までの一部、九八九の一部、九九〇、九九一、九九二から九九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>松河原字田井ノ垣のうち九九六の一部、九九九の一部、一〇〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>松河原字丸谷一〇七三と一体をなす国有地の一部</p> <p>松河原字小川一一〇二の一、一一〇四の一部、一一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>松河原字長通</p>	<p>松河原字番ノ久米八九九の一部、九〇〇の一部、九〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>松河原字長通のうち一〇二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>松河原字六十部</p>	<p>松河原字長通一〇二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>松河原字六十部の全域</p>	<p>松河原字丸谷</p>	<p>松河原字丸谷のうち一〇七三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>松河原字中尾尻</p>	<p>松河原字中尾尻のうち一〇八一の二、一〇八二の一、一〇八二の三、一〇八三、一〇八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>松河原字中尾</p>	<p>松河原字中尾尻一〇八一の二、一〇八二の一、一〇八二の三、一〇八三、一〇八四及びこれらと一体をなす国有地 松河原字中尾のうち一〇八七、一〇八八の一部、一〇八九、一〇九〇、一〇九一の一、一〇九二の二、一〇九二の三、一〇九三から一〇九五まで、一〇九六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>松河原字小川</p>	<p>松河原字花ノ免九八六の一部、九八七の一部、九八八、九八九の一部、九九二から九九四までの一部及びこれらと一体をなす国有地 松河原字中尾一〇九〇の一部、一〇九一の一、一〇九二の二、一〇九二の三、一〇九三の一部、一〇九四の一部及びこれらと一体をなす国有地 松河原字小川のうち一一〇二の一、一一〇四の一部、一一〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 松河原字上中尾一一〇六、一一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>松河原字開帳面</p>	<p>松河原字中尾一〇八七、一〇八八の一部、一〇八九、一〇九〇の一部、一〇九三の一部、一〇九四の一部、一〇九五、一〇九六の二及びこれらと一体をなす国有地 松河原字上中尾のうち一一〇六、一一〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 松河原字開帳面のうち一一三〇の一部、一一三一の一部、</p>
<p>松河原字西奥田</p>	<p>一一三二、一一三三の一部、一一三四から一一四〇まで、一一四一から一一四三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一二二、一一二三と一体をなす国有地の一部以外の区域 松河原字西奥田一一八〇の一部及びこれと一体をなす国有地 松河原字下奥田一一八一の一部、一一八二の一部、一一八三の二の一部 下市字丸塚六五一、六五二の一から六五二の三までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>松河原字下奥田</p>	<p>松河原字開帳面一一四二の一部、一一四三の一部及びこれらと一体をなす国有地 松河原字西奥田のうち一一四四の一の一部、一一四七、一一四八の一の一部、一一四八の二の一部、一一七〇の一部、一一七一の一部、一一七六の一部、一一七七の一部、一一七八、一一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七一、一一七三から一一七五までと一体をなす国有地の一部以外の区域 松河原字上奥田一一〇二の一部、一一〇三の一部及び一一〇二、一一〇三、一一二六と一体をなす国有地の一部</p>
<p>松河原字開帳面</p>	<p>松河原字開帳面一一二二、一一二三と一体をなす国有地の一部 松河原字西奥田一一七一の一部、一一七六の一部、一一七七の一部、一一七八、一一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七三から一一七五までと一体をなす国有地の一部 松河原字下奥田のうち一一八一の一部、一一八二の一部、一一八三の二の一部、一一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>松河原字上奥田</p> <p>松河原字西奥田一一七〇の一部、一一七一の一部及び一一七〇、一一七一と一体をなす国有地の一部 松河原字下奥田一一九八の一部及びこれと一体をなす国有地 地 松河原字上奥田のうち一二〇二の一部、一二〇三の一部及び一二〇二、一二〇三、一二二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下市字茅見東平</p> <p>下市字茅見東平のうち四五九の四、四六〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下市字上野戸和</p> <p>下市字上野戸和のうち五〇七の一部、五〇八の一部、五一〇から五一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下市字野戸和</p> <p>下市字上野戸和五〇七の一部、五〇八の一部、五一〇から五一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 下市字野戸和の全域 下市字藪ヶ下五三〇の一部、五三一の一部、五三四の一部、五三五の一部、五三六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下市字藪ヶ下</p> <p>下市字茅見東平四五九の四、四六〇の三及びこれらと一体をなす国有地 下市字藪ヶ市のうち五三〇の一部、五三一の一部、五三四の一部、五三五の一部、五三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下市字下田</p> <p>下市字下田のうち五七二の一部、五七四の一部及び五七二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下市字カヤ美湫</p> <p>下市字下田五七二の一部、五七四の一部及びこれらと</p>
<p>一体をなす国有地 下市字カヤ美湫のうち五七九の一部、五八二の一部、五八三の一部、五八四、五八五の一部、五八六、五八七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 下市字西カヤ美湫五九五の一部、五九八から六〇二まで、六〇三の一部、六〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 下市字西下田六〇五の一部</p>	<p>下市字西カヤ美湫</p> <p>下市字西カヤ美湫のうち五九五の一、五九六から六〇四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下市字西下田</p> <p>下市字下田五七二の一部及び五七二の一と一体をなす国有地の一部 下市字カヤ美湫五七九の一部及びこれと一体をなす国有地 下市字西カヤ美湫五九五の一部、五九六、五九七、五九八の一部、六〇三の一部、六〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 下市字西下田のうち六〇五の一部以外の区域</p>	<p>下市字茅見西平</p> <p>下市字茅見西平のうち六二九の二以外の区域</p>	<p>下市字丸塚ノ前</p> <p>下市字カヤ美湫五八二の一部、五八三の一部、五八四、五八五の一部、五八六、五八七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 下市字丸塚ノ前の全域 下市字丸塚六四三の一部、六四七の一部、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下市字丸塚</p> <p>下市字茅見西平六二九の二 下市字丸塚のうち六四三の一部、六四七の一部、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五一、六五二の二から六五二の三までと一体をなす国有地の一部以外の</p>	

区域	下市字禿ノ前六六八の三の一部、六六八の四、六七〇の 一の一部、六七〇の二の一部、六七二の二、六七二の三及び これらと一体をなす国有地
下市字禿ノ前	下市字禿ノ前のうち六六八の三の一部、六六八の四、六七 〇の一の一部、六七〇の二の一部、六七二の二、六七二の 三、六八二の一の一部、六八七の八、六八七の九及びこれ らと一体をなす国有地の一部以外の区域
下市字妙砂	下市字禿ノ前六八二の一の一部、六八七の八、六八七の九 下市字妙砂の全域

廃止する字の名
称

松河原字塚 根尻、松河原字上中尾

鳥取県告示第九百四十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に
 基づき、土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定により、次のと
 おり告示する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区分	地区名	所在の場所	増反者
土地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字退休寺原一 四一八一—一〇三九	一
土地	逢坂外四	西伯郡中山町羽田井字中山原一五 〇〇一四	一
			二二三
			二七三

鳥取県告示第九百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定
 に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨
 の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	久本温彦	八頭郡智頭町大字西字塚四五
林田 俊	大字穗見二三八	
矢部 政信	大字大屋一五三	
長石 治郎	大字早瀬八五一	
谷口 堯男	大字真鹿野一〇二	
柴田 富美夫	大字奥本五四二	
久本 一臣	大字大背一二一六	

理事	久本 温彦	八頭郡智頭町大字西字塚四五
"	柴田 富美夫	大字奥本五四二
"	林田 俊	大字穂見二三八
"	熊谷 美憲	大字大屋三五六
"	長石 治郎	大字早瀬八五一
"	栗田 隆弘	大字野原二一一
"	竹下 善一郎	大字奥本一三
"	草刈 賢治	大字大背六五〇
"	谷口 雅人	一〇一八
"	柏原 嗣雄	大字東字塚二四二
"	国政 昭	大字西字塚四八八
"	藤木 優	大字山根三六七

昭和六十三年七月二十七日退任

監事	小川 明	大字河津原一四五
"	栗田 隆弘	大字野原二一一
"	大呂 辰夫	大字慶所一九三一二
"	稲塚 儀一	大字三吉六〇二一一
"	平尾 功	大字横田七三
"	和田 一郎	大字埴師一九三
"	佐々木 正昭	大字木原一一四
"	藤木 優	大字山根三六七
"	柏原 嗣雄	大字東字塚二四二

就任した役員の名及び住所

理事 八頭郡智頭町大字西字塚四五

柴田 富美夫 大字奥本五四二

林田 俊 大字穂見二三八

熊谷 美憲 大字大屋三五六

長石 治郎 大字早瀬八五一

栗田 隆弘 大字野原二一一

竹下 善一郎 大字奥本一三

草刈 賢治 大字大背六五〇

谷口 雅人 一〇一八

柏原 嗣雄 大字東字塚二四二

国政 昭 大字西字塚四八八

藤木 優 大字山根三六七

"	小林 修次	四九一
"	佐々木 正昭	大字木原一一四
"	和田 一郎	大字埴師一九三
"	小林 功	四七三
"	石田 紀光	六五五
"	平尾 功	大字横田七三
"	浮田 博司	大字三吉二五五
"	稲塚 儀一	六〇二一一
監事	小川 明	大字河津原一四五
"	谷口 堯男	大字真鹿野一〇二
"	大呂 辰夫	大字慶所一九三一二

昭和六十三年七月二十八日就任 任期三年

鳥取県告示第九百四十八号

淀江町が行う土地改良事業に係る佐陀地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

溝口町が行う土地改良事業に係る二部東地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十号

日野町が行う土地改良事業に係る久住原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る西小鹿地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業に係る長野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字東町田濱二一八二の二七七、二一八二の二九

一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

漁港施設用地とするため

鳥取県告示第九百五十四号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市倅谷字大原三七一の三六から三七一の三九まで・三七一の四一・

三七一の四三・三七一の四五から三七一の四七まで・三七一の四九・字穴ヶ谷三七八の七から三七八の一〇まで・三七八の一四から三七八の一六まで（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、三七八の二二、三七八の二三

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類													遊技機の種類			
型 式													型 式			
製 造 業 者 名													製 造 業 者 名			
ぱちんこ遊技機																
安来節Pー二A	フォートレスPー二A	リムジンPー三	リムジンPー七	スリーナイン	スパンキーA	カムイデンII A	モンキータクシー	ファクトリー七	クルクルボール	サイレンカー	パピヨンパート二	パピヨン	フットボールパート二	スーパースターパート二W	マルホン工業株式会社	
株式会社ソフィア				株式会社平和												
ハリアーI	PRO七III	スーパーターボ	スラッガー	タイフーン	ニューヤンキーIII	ポップ二	スピードスター二	スピードスター一	スペースマグナム	フラッシュセブン四	フラッシュセブン二	ランバーIA	ローリングマシンII	ファイバーアバンテVII	ファイバーアバンテV	株式会社三共
株式会社藤商事	有限会社銀座	奥村遊機株式会社	株式会社ニューギン	株式会社大一商会			株式会社まさむら遊機									

アレンジボール遊技機	ハリアーII	株式会社藤商事
	カウントダウンI	
じゃん球遊技機	七UPI	株式会社藤商事
	スーパードイグルI	
	スーパードイグルII	
アストロマジコンV		株式会社藤商事
アストロマジコンVI		

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十月十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規

則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中「情報公開準備室長」を「行政情報室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年10月11日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

(1) 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

(2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

(3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和63年11月2日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市桃町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
昭和63年11月10日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
昭和63年11月22日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第2庁舎7階 第28会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長
を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数
料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）